

那珂市議会原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 平成30年9月14日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 委員長 小宅 清史 副委員長 綿引 孝光

委員 富山 豪 委員 花島 進

委員 中崎 政長 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一

事務局次長 清水 貴 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

副市長 宮本 俊美 市民生活部長 小橋 洋司

防災課長 桧山 達男 防災課長補佐 秋山 光広

会議事件と概要

（1）広域避難計画策定に係る課題の進捗状況について

…執行部より報告

（2）気体廃棄物の放出状況について

…執行部より報告

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時）

委員長 おはようございます。

お忙しい中、原子力安全対策常任委員会にお集まりいただきありがとうございます。ぐずぐずした天気ですけれども、すかっといきたいと思います。最後までよろしく願いいたします。

開会前にご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は、6名であります。欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより原子力安全対策常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

本日4日目となりました常任委員会、原子力安全対策常任委員会にご出席いただきまして、ご苦勞さまで。また、担当執行部の皆さんご苦勞さまで。

本委員会の審議、2件があがっております。小宅委員長のもとで、皆様方での審議をお願いいたしまして挨拶いたします。

よろしくをお願いいたします。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 おはようございます。

常任委員会最終日でございます。原子力安全対策常任委員会、委員の皆様にはご出席大変お疲れさまでございます。

本日、執行部からは2件の報告案件がございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。

初めに、広域避難計画策定に係る課題の進捗状況についてを議題といたします。防災課よりご説明をお願いいたします。

防災課長 おはようございます。防災課長の桧山でございます。ほか2名出席しております。

よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

では、委員会の資料12ページをお開き願いたいと思います。

広域避難計画策定に係る課題の進捗状況についてでございます。

平成29年第2回定例会の原子力安全対策常任委員会で報告しました広域避難計画策定に係る課題及び取り組み状況について、その後の進捗状況を報告するものでございます。

この広域避難計画は、福島第一原発の事故後、国が定める防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づきまして、原発から30キロ圏内の自治体が策定するというものでございます。

1、計画策定の必要性でございます。東海第二発電所は現在、稼働停止中でございます。しかし、室内には冷却し続けている核燃料や使用済み核燃料があるため、現在でも原子力災害のリスクがあります。

したがって広域避難計画の策定は発電所の再稼働の議論とは別の物として市民の皆様の安全確保の体制を強化するためのものでございます。

2、これまでの経過でございます。特に、原子力安全対策常任委員会の経過となっております。

まず、平成26年8月に那珂市広域避難計画の基本的な考えについてご説明をしました。

平成27年5月には、事象があった場合の避難先として、桜川市と筑西市に振り分ける案についてご説明をいたしました。これにつきましては、平成28年1月に各市と協定を結ん

でおるところでございます。

平成28年5月と12月につきまして、那珂市広域避難計画の案の概要についてご説明いたしました。

同じく平成28年12月には、計画とは別にガイドマップを作成しまして、市民の方々に配布する目的で作成しましたもののご説明をさせていただきました。

平成29年6月に広域避難計画策定に係る課題及び取り組み状況についてということで、その前のときに皆様からいただいた課題または洗い出した課題等について、取り組み状況について一度報告をしているものでございます。

その後、平成29年7月にはガイドマップを配布するにあたり、住民説明会を実施し、平成29年8月には、そのガイドマップを配布したという経緯がございます。

3、計画の策定状況。これにつきましては、県内で14市町村がこの広域避難計画を策定するようになっておりますが、そのうち3市で策定済みということで、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市、この3市が策定済みになっているというところでございます。

4、課題の進捗状況。これにつきましては、次のページをお願いいたします。

前回から今回の間に進捗のあったものについてご説明をさせていただくわけですが、この表の見方につきましては、一番左側が項目、その次に皆様からいただいた課題やこちらで洗い出した課題を明記しまして、その右側に前回、平成29年6月の委員会での報告内容、そして現在までの進捗状況。一番右側には実施主体ということで、これはどこが行うべきものかというのを実施主体というところに記載しているというところでございます。

まず、①の移動手段の確保というところで、まず1つ目の課題が、自家用車で避難できずバス等を利用する方の把握ということで、これは前回の委員会的时候には、広域避難が必要な14自治体で必要台数を把握するため、県が調査方法について関係自治体と協議中というところでもございました。

これが現在、8月時点ではございますが、市内ではPAZがバス3台、UPZがバス150台というところでございます。

まず、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、PAZとUPZの説明になりますが、まずPAZというのは5キロ圏内で、事象があったときに予防的防護措置を準備する区域というところで、そういう事象があったときに5キロ圏内は、レベルにもよるんですが、避難を見据えた区域というところが5キロ圏内というところとなっております。

UPZというのは、5キロから30キロ圏内で、緊急的防護措置を準備する区域というような内容となっております。

これにつきましては、まず当然、事象のレベルにもよるんですが、屋内退避をするか、それとも避難をするか、それを段階的に判断していく区域というところでございます。

続けてご説明申し上げますと、今申し上げましたように、市内ではバスの台数がある程

度把握できたということで、P A Zがバス3台、U P Zがバス150台というところでございます。

2つ目の課題、避難バス及び運転手の確保ということで、前回は、県とバス協会が車両及び運転手の確保について協議中というご説明をさせていただきました。

これにつきましては、現在も県のほうでは、バスや運転手の確保について運輸事業者との協定を締結できるように、引き続きバス協会またはハイヤー・タクシー協会と協議中であるというところでございます。

続いて、②避難行動要支援者への対応というところで、1つ目の課題が、救急車などの特殊車両が必要な方の把握及び車両の確保というところで、前回は、県が調査条件を統一し、各自治体で調査中というところでございました。

これにつきましては、その右側にありますように、市内で必要なのが、まずP A Zで社会福祉車両が6台想定、U P Zのほうは福祉車両が163台必要ですよという想定になっております。

次の課題、一時集合所までの移動支援。これにつきましては前回、警察や消防、市社会福祉協議会と関係機関との協議を行うという報告をさせていただいたんですが、これについてもまだ、支援者と避難支援に関して協議するにあたり協議内容を精査しているという段階でございます。

風水害の場合ですと、地域防災計画では、民生委員や自治会の方々をお願いするというようになっておりますが、この原子力の災害に関しては、現在のところちょっとまだ協議は詰めていないという状態になっているというところでございます。

次のページをお願いいたします。14ページになります。

③避難退域時検査及び簡易除染についてということで、一般的にスクリーニングと言われるものでございます。

避難退域時検査の場所及び手順という課題で、これにつきまして前回は、茨城県が主体となり、有識者で構成された勉強会の中で検査場所や簡易除染の方法について調整中という報告をさせていただきました。

その後、U P Z境界付近の避難経路上で、高速道路のサービスエリア、県・市町村の公共施設など、約20カ所の実施場所を候補地として選定しているという報告を受けています。

その後も随時、件数はふやしていくというようなことで報告を受けておるところでございます。

検査手順にいたしましては、P A Z内の市民等は放射性物質が放出される前から避難することが計画となっておりますので、放射能汚染の可能性がないため、原則として避難者や避難に使用する車への検査は対象外ということになっております。

U P Z内の市民等につきましては、避難指示を受けた避難者を対象とした上で、まず車一台一台に対して車両検査、その後基準値を超えた場合には、その車両内の一人一人を検

査して、その方に汚染があった場合、簡易除染をしていくというようなことになっていきます。それでも除染できない場合は、病院等へ行っていただくというようなことになっております。

次、④安定ヨウ素剤についてでございます。この安定ヨウ素剤というのは、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐというものでございます。

まず1つ目の課題が、緊急時の配布場所や配布方法についてというところでございます。

前回のほうなんです、原子力災害対策指針に基づきまして、避難や一時移転の際に配布することとなる、速やかにかつ確実に配布できる体制を整える必要があるという報告でしたが、その後、警戒事態に至った時点から配布要員の配置等を進め、一時集合場所、現在のところは各小学校を想定しており、そこでの緊急時の配布を基本と考え、そこでお配りするというような体制で現在のところ考えているというところでございます。

次に、2つ目の課題としまして、緊急時の円滑な配布を考慮した備蓄場所ということで、安定ヨウ素剤は薬剤のため適正な保管管理が必要であります。本市では市役所本庁及び総合福祉センターひだまりの2カ所で備蓄しているところでございます。数につきましては現在、本庁が16万5,000錠、ひだまりが2,000錠備蓄しているというところでございます。

そのほかに一番下になるんですが、事前配布の範囲拡大について、県を通して国の関係機関に要望するとともに、全国市長会にも要望中ということで、本来なら安定ヨウ素剤、多くの方に事前に配ればよいところなんです、県の指導等もありましてそれは無理ということですので、今後もそれはできるだけ広げていきたいという考えで事務サイドとしてはおるところでございます。

次のページをお願いします。⑤児童・生徒への対応。

課題としましては、学校滞在中に災害が発生した場合、帰宅や保護者への引き渡しや学校等から直接避難所へ避難した場合の家族への連絡体制についてというところでございます。

前回の報告では、那珂市の学校長会で避難ガイドマップについて説明し、また県の教育委員会が学校における原子力防災マニュアルの見直しを行うということで市教育委員会とその後協議を図っていくというようなことでご報告してございます。

現在、右側になります、市内の私立、県立高校、幼稚園、保育所等を訪問し、避難ガイドマップを配布し、説明を実施したところでございます。

その下にも書いてありますように基本的には各学校等で個別にマニュアル、避難計画をつくっていただくというのが原則でございますので、それについて、市のほうも協力をしていくということで、今後も実施していくというところでございます。

⑥桜川市及び筑西市の避難所運営及び支援体制について。1つ目の課題が市職員の配置体制ということで、前回の報告では避難先への職員の派遣や避難所での支援について、行動マニュアルを作成するというところでございます。

それにつきましては、現在、今年度内に原子力災害時における広域避難に係る避難所運営マニュアルのひな形を作成いたしまして、避難先の自治体、桜川市と筑西市になりますが、そちらのほうに示して協議を行って、詰めていきたいというふうに考えております。

2つ目の課題になります。避難所での避難生活が長期間となった際の対応ということで、前の報告ですと、仮設住宅の建設や民間賃貸住宅等の確保、旅館、ホテルなどの宿泊施設の確保について茨城県を含めた関係機関と協議が必要でありますというところでご説明をさせていただいたんですが、今も継続ということで、こちらにつきましては特に前からの進展はないというところでございます。

⑦避難状況の確認及び避難者の把握というところで、まず1つ目、指定された避難所へ避難した市民の把握ということで、今回は各避難所で避難者名簿を家族単位で作成するというところで説明をさせていただきました。

次の2つ目のポチの、指定された避難所や避難先自治体へ避難しない市民の把握及び連絡体制については、前回、市役所への連絡体制について検討すると。

3つ目のポチにしましては、避難しない残留者への対応については警察との協議が必要であるということでご説明をさせていただきました。

これにつきましては現在も継続中で、今後も調査検討を進めていくというところでございます。

⑧市内の渋滞の対応ということで、課題としましては、避難指示が出された際、市内渋滞への対応というところでございますが、前回では、避難経路は常磐自動車道及び県道日立笠間線の2ルートが主な避難コースとなると思っております。

各インターチェンジまでの市内道路や県道日立笠間線上にある千代橋までの渋滞について、那珂警察署と交通規制等について協議をしていくというところでございます。

これにつきましては、今も継続中で那珂署と協議を進めていくという状況でございます。次のページになります。16ページです。

⑨行政機能移転の体制というところで、課題が、市役所庁舎移転先の確保というところでございます。

これにつきましては、前回、市役所が移転可能な建物または空きスペースの提供を受けるため、両市と協議中でありますという報告をさせていただきました。

現在では、筑西市、桜川市それぞれに提供いただけるスペースを確保していただいているというところでございます。

課題2番目のポチでございます。住基情報など、移転先でのシステムの構築というところで、今回はシステム会社や両市との調整が必要であるというところでございます。

これにつきましては現在、今後、非常時に優先して実施すべき業務を整理する必要があるということで、罹災証明の発行、戸籍法、住民基本台帳に基づく事務や生活再建等の事務を想定しているというところでございます。

次に、⑩複合災害への対応というところでございます。

1つ目の課題が、地震などにより避難ルートが使用できない場合の代替ルートの確保というところでございます。前回は、代替ルート及び代替避難所については、ほか自治体との重複も考慮する必要があるというような報告となっておりますが、これにつきまして現在、県で代替ルートのほうを提示して、そこの実走等を含めて調整中というところでございます。

課題2つ目のポチになります。避難先である桜川市及び筑西市が被災し、避難所が使用できない場合の代替避難所の確保というところで、前回は、現在県が県外の1次避難先を調整している段階であり、代替ルートや代替避難所については今後、県や関係自治体と協議が必要であるというところでございます。

県のほうは、第1次避難場所については、必要市町村は確保できているという話ですので、今後この第2の避難先について調整されるものと思っております。

県はここまでなんですが、第3の避難先として市独自に、第2が決まってからですが、第3も想定していこうという計画になっております。

⑪その他でございますが、前回までにはなかったんですが、まず、各種機関の避難先マッチングということで、まず医療機関のマッチングでございますが、これにつきましては、病院入院者は受け入れ先を確保済みということで、基本的に県管轄分の特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障がい者施設、児童養護施設、救護施設につきましては、受け入れ先、要するにマッチングが済んでいるということになっております。

まだできていないところは、県管轄分でも有料老人ホームなどがまだ未調整ということもありますし、市町村管轄分のグループホームは今後調整を進めていくということになっております。そこにもあるように避難先の考え方は、原則として一般住民の避難先市町村と同地域の同種施設を想定しております。ということで、うちの場合でしたら筑西市、桜川市ということになると思います。

一番下が、入所の要配慮者の屋内退避施設ということで、国のほうで補助金を設定しておりますが、これはちょっと要件があるんですが、施設から10キロ圏内という要件があるんですが、そこに対しての費用負担、那珂市でいうと特別養護老人ホームひばりヶ丘ということで、放射能に対しての防護措置の工事に対して補助を受けて工事を実施するというのを伺っておるところでございます。

12ページにお戻りいただきたいと思っております。

5番として、今後の対応方針ということで、万が一の事態に備え、市域を越えた広域的な避難に必要な体制等を構築し、市民などに対する放射能の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、迅速かつ円滑な避難等の実施に向けたルールづくりが求められております。

このような状況を踏まえまして、まずは基本ベースとなる計画の策定を目指しまして、

ある程度の策定をし、その後改定を重ねていくような計画というところを今のところ考えておるところでございます。

以上説明になりますが、よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

花島委員 いくつもあります。

まず細かいことを言う前に、基本的には原子力施設はいくつもありますけど、それぞれ違ったリスクがあるからそれぞれに対応できるような避難計画が必要だと思ひますが、一番やっぱり大きいのは東海第二原発で、しかも、これは私の考えですけど、運転中あるいは、運転してすぐとまったばかりのときの事故が一番怖ひです。

ですけれども、運転しないということになれば、例えばUPZだつてぐつと縮んで5キロ圏内になってしまうというふうに国の計画では、計画というか指導というんですか、よくわかりませんが、なるので話は全然違つてくると思ひます。ただ、今はそういう状況はないので、基本的な指示に従つて、東海第二原発関連のUPZ30キロ圏内という話はわかります。

それでいくつかコメントしたいんですが、まず、要支援者を運ぶ車両というのは、13ページの下の項目ですね。1台当たりの乗車構成、ストレッチャー1名、運転者1名、支援者6名、車いす2名とかつていうのは、これはどういうイメージなんでしょうか。

要するに、ストレッチャーに乗った人が1人、運転者は当然1人必要ですけども、支援者6名までが、例えば1台に乗るつていう構成、あるいは車いすの方が2人で、運転者が1名いて、支援者6名まで乗るといふような考え方ですか。

防災課長 PAZにつきましては、ある程度どういふ方がいるつていふのは把握しておりますので、それに応じた人数、台数ということになっております。

UPZにつきましては、ちょっと数が多いもので、これにつきましてはある程度、1台に10人乗れるという想定で数を出しているというところでございます。

花島委員 支援が必要な人が1台に10人というのはちょっと無理な算定なよふ気がするんですよ。

私たちの仲間に目の不自由な方がいますけど、体は動くので自分で歩けるけど、1人つていなきゃならないですよ、移動するときに。ですから、最低でも1人に1人はつかなきゃならないかなと思ふんです。ちょっとその辺は数の考えを考え直してほしいかなと思ひますね。

それから次の件について、汚染検査です。

この県の考えでは、PAZの方は放射能が漏れる前に逃げられるから対象外つて、これ一体何を考えているんだつて思ひますね。

例えばJCOの臨界事故にしろ、福島原発の事故にしろ、そんなよふなタイミングで避

難の指示が出ましたか。全然出てないと思うんですね。

それで、特に臨界事故みたいなときは突発的に起きますから、こんな架空の前提では全然話にならないと県に言ってほしいですね。

むしろ近くの人だから結構な汚染で逃げなきゃならない可能性を考えなきゃいけないと思います。

あとは安定ヨウ素剤ですけど、これは、私は安定ヨウ素剤は今の時点でいらないと思っているんですね。臨界事故の場合は必要ですけど。

それはともかく、本当に動いたらこれはもう必要なんですが、備蓄が、今聞いたら5,000錠と2,000錠ですか。那珂市で7,000錠。

防災課長 全部で18万5,000錠です。ただ、本庁が16万5,000錠で、ひだまりが2万錠、今備蓄しているというところでございます。

花島委員 わかりました。そうすると、数はあるけどもその先の配布方法等が適切かどうかというのは難しい。

その次は、学校の対応です。学校ごとにマニュアルをつくれと言いますが、私は今のマニュアルを見ていないので何とも言えないんですが、責任とか業務の受け渡しの区切りが必要ですね。その辺、穴がないように、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 花島委員よろしいですか。

質疑なので聞く形でお願ひしたいのですが、意見ではなく。

花島委員 そうですか、じゃあそれはどうなっていますか、どう考えていますかっていうことで、全部、私の意見に対してどう思うかっていうのを聞いていただけると。

委員長 もう一度よろしいですか。具体的に何をお聞きしたいのか。

花島委員 私がこういうふうに思っているってことに対して、執行部はどう考えているかを答えてもらいたい。

質問の形にということですから、そういうふうにした。

防災課長補佐 まず1つ、茨城県のほうに、PAZ圏内のほうは避難退域時検査する必要がないという考えについてのご意見につきましては、私どものほうから県に、同じような考えを私らも持っていますので、それは県のほうに伝えさせていただきます。

もう1つ、ヨウ素剤につきましては、今現在、先ほどお答えした1万8,500錠のほうの備蓄をしています。あと、PAZ圏内の本米崎地区には配布をしておりますので、今そういう対応をしている状況であります。

あともう1つ、学校のマニュアルにつきましても、やはり中身をうちのほうで確認しながら、引き渡し状況についてもうちのほうで精査をして調整を図っていきたいと思っております。

委員長 1つ確認なんですが、18万ですか1万8,000ですか、どちらですか。

防災課長補佐 すみません、18万です。

委員長 了解しました。

ほかに質疑ございますか。

助川委員 原子力災害に関しましては、これは自然災害であります地震あるいは台風等、線状降水帯等によるさまざまな要因が引き起こす一因から想定されるわけでありましてけれども。

原子力災害に関しましては、当然、現時点でも停止中であっても今、冷却をしておかなければならないという形でありますので、そういうことを考えますと、いつ起こるかわからない、あす起こるかわからない、きょう起こるかわからないというような、しばらくの年月起こらないかもしれないということも想定をしながら、最悪の状況を想定して進めていかなければならない事業であると思っておりますけれども。

そういう中で、今、さまざまな計画の策定を進めている状況であると思っておりますけれども、この策定に関しましての完結の見通しというのはどのぐらいの期間を見込んで、県あるいは市でつくり上げて、そしてさらにそれを市民の皆さん方に周知を図るというようなことで、スケジュール的には考えておられるのかお伺いいたします。

防災課長 今のご質問ですが、まず県のほうで、避難に関しては先ほど申しあげましたスクリーニングの場所、その他もろもろについて決定し、県のほうの計画が策定された時点で市のほうもそれにあわせて決定できるものと考えておりますので、それ以降になるかと思っておりますので、具体的にいつとは、今のところは申し上げられないところでございます。

助川委員 いつ起こるかわからない災害を想定して準備をしておくのが、市民に対しての責任であると思うわけでありまして、県のほうに、あるいはまた、市のほうではそれに基づいて策定をこのぐらいの時期までにはするんだということを県のほうに申し入れ、あるいはまた、市のほうではそれに沿って策定を進めるということ、これは一刻も早くしなくちゃならない事業であると思っておりますけれども。

そういった事の中で、いつ起こるかわからないということになりますと、夜中に起こるかもわからない、あるいはまた、気象状況が大変酷寒の厳しい寒い冬の中、あるいはまた、暑い夏の酷暑の中で起きることも想定しながら、さまざまな問題等を洗い出しをして、それに対してどういう対応をするかということもお示ししながら、市民の皆様方へ安心を提供する事業であると思っておりますけれども。

その辺のところは、こういう時期に起きたらばどういう問題が発生して、それに対して対応して進めていくんだっていうような計画も検討されることになるんでしょうかね。

防災課長 まず、この計画とは別に、私どものほうで先ほども言いましたその避難マップのほう、計画そのもの全部が全部、市民の方に必要なものとも限りませんので、まずはその避難場所、避難するときのスクリーニングの場所、どこを歩いていってくださいとかっていう、今、現時点でわかっているようなことはまずマップをもう一度作成して、それから、市民にお配りするような形をとっていきなさいと、現時点では思っております。

委員長 よろしいですか。

ちょっと確認なんですけど、県の回答待ちという、例えばバス会社との協議ですとか、社協との協議ですとか、警察との協議、システム会社との協議、こういうのは別に待つ必要はないかと思うんですが、何を待っていらっしゃるのかちょっと教えていただければと思うんですけど。

防災課長 市の部分については、現在協議を進めているというところで、待っているわけではございません。

実施主体というところを見ていただけると、県と市と書いてあるかと思うんですが、市の部分については現在進めているというところでございます。

委員長 なので、助川委員の質問は多分そういうのはいつ終わるんですかということの質問だと思うんですね。

県が終わらないと完成しないじゃなくて、市としてどれだけ進められるかっていうロードマップを多分お聞きしたんだと思うんですけども、そこはいつ完結するんですか。

防災課長補佐 市のスケジュール的には、やはり、今現在、茨城県内で3市策定しているところと同じ骨子案のほうは一度、原子力安全対策常任委員会のほうにも提出をさせていただいておりまして、大きく変わりがあるものではございません。

ただ、私どものほうで、市民が、要支援者等がバスを使う、個人で逃げられない方のバスの手配の協定が県のほうでまず終わっていない段階での策定というスケジュールを今、立てることができないというのが、課長が言ったスケジュールはそういう形で今立てていないという形であって、あくまでも、このバスについてのことと福祉車両、これの解決をまず県に急いでもらうように、常日ごろからお願いは、今現状しているところなので、県のほうも一旦は協定の前までの段階まではいっていたんですけども、やはり運転士の確保とかそういうところの明確性をもう一度洗い出しをしてから、協定を結んでやっていきたいということの報告は受けていますので、それが終わり次第、早急にうちのほうも策定という形の中でご説明をしたいと思っているのが今の現状なので、ちょっとそのスケジュール的には県のほうをどうしても待っている状態には今のところなっているのが現状です。

助川委員 これ、一応項目ごとに市独自で完結をさせて、市民の皆さんにお知らせできるという項目はもう幾つかあると思うんですけども、その進捗の状況はどうなんですかね。

いつごろまでっていう、期日は、めどはついているんでしょうかね。

防災課長 これにしても、なかなか結果が出るという内容の項目ではないので、なかなかこれも難しいところで、徐々には進めてるところなんですけども、実際に、これ本当にどうしようってなったときに、最終的な決定の計画が立てられないっていうところが、正直なところなんです。

ここら辺に関しましても、県の状況、指導、助言、そこら辺は確認していかなくちやならないなというところでございます。

一時的な計画でしたらある程度まではと思うんですが、いろんなこと、ちょっと条件が

重なってくると本当に今のところ想定が難しいっていうのが正直なところでございます。

ただ、そう言いましても、交通に関しては警察等と協議を詰めていくと。今のところそれしかないのかなというところで、実際にいつというようなことは、答えられないっていうのが現状ではございます。

助川委員 市独自で、もう計画からすべてできるものに関しては、さまざまな障害を洗い出して、そしてそれに対応して計画を策定するということをほかの自治体に遅れをとらないように、とにかくまとめ上げるっていうのは所管の役割だと思いますので、その辺のところはしっかりとやっていただきたいというふうをお願いいたします。

花島委員 計画の策定について、助川委員の意見がありまして、いつ起こるかわからないって、ある程度そのとおりだと思いますね。

だけど問題は非常に考えられる重大な事態に対しては、万全な計画はできようがないっていうのが、私は現実としてあると思っているんですよ。

かといって避難計画をつくらなきゃならないという法的な制約とかもあるけど、それとは別にして、一定の計画でもつくってあれば、何かのときに役に立つというふうに私は考えています。

既に避難先に、どこにどれくらい的人数が入るっていうのがありますよね。各地区ごとに、どこへ行くように計画していますっていうのがあった。あれだけでも非常に大きいと私は思うんですよ。

ただ、要するに中途半端にしかないんだけど、余りにも不備の多いやつで計画が完成とされてしまって、いろんなところでこれで大丈夫だみたいに思われても困るんです。

とはいえ先ほど言いましたように、事故が起きるかもしれないから、その辺も必要と。

そうするとそのバランス点で、今は計画中のやつでも、先ほど避難マップを配ったように、ここまではこういうふうに準備、計画していますっていうのを、計画完成っていう前から、市の職員なり住民なりにある程度示していて、何かあったら計画完成って言ってないけども、これに沿って動きますということを知らせていくっていうふうにしたらいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

防災課長 そのとおりだと思います。

先ほど申し上げた新たなマップというのは、そういうつもりで申し上げたので、前に配ったマップよりも新しく決まったこと、現時点でわかっている最高のことをそれに明記してお配りしていくということを現時点で考えています。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

富山委員 安定ヨウ素剤なんですけど、これ私も一般質問させていただきましたが、今現状でも本庁舎とひだまりのままですよ。

本庁舎より北側とか西側の方が、原子力災害があった際に、本庁舎まで取りに来るなん

てというのが現実的じゃないと思うんですよね。

逃げる方向にあったほうが、例えば瓜連庁舎であり、らぼーるであり、やっぱり一刻も早くそこを考えるべきかなと思うんですが、いかがですか。

防災課長 現時点では私どものほうでは、まず一時的な集合場所というのが各小学校になっておりますので、そこへ持って行って、そこで皆さんにお配りするというところで現時点の計画では考えているというところでございます。

ですので、ひだまりとか本庁のほうへ皆さんに来ていただくというものではございませんので、最低8カ所にはなるというふうに考えています。

富山委員 わかりました。

先ほど助川委員とかが言われたとおり、本日の新聞でも3つの審査が通る見込みで、権限拡大も起きているところですよ。今、本市も権限を持つ。

これ、今のこの広域避難計画の策定もスピードアップを図る上でも、副市長おりますので、ちょっときょう一般質問みたいになっちゃうんですが、原子力に特化した原子力安全課みたいなものが必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、今後、いかがですかね。

今、防災課が担当していますよね。それに特化した原子力対策安全課みたいなものが必要になってくるのかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

ちょっと今答えづらいかもしれないですけど。

副市長 今の段階では、ちょっとそこが必要かどうかというのは私もわかりませんね。

本当に必要なかどうか、それは稼働してから、果たして必要になるのかっていうと、そこも今の体制でも十分いけるかなと私は個人的に思っていますけど、なぜ課の必要があるのかなって、そこはどういう意味であれなんでしょうか、逆にお伺いしたいんですけど。

富山委員 現状をお伺いしましても、やっぱりこの策定も大変なのかなってやっぱり、いろいろお仕事を抱えていて、防災全般いろんな災害に関してやらなくちゃならない。

原子力に特化して、今後いろんなことが多分、足早に、めじろ押しにかかってくると思うんですよ。

そうなってくると、東海村なんかではもう既に、やっぱり東海村ですから、原子力の課はあるとお伺いしたんで、那珂市もやっぱり今後は権限拡大して東海村と同じ権限を要するわけですから、やっぱりそういうのに特化した、動ける、原子力に精通した方々がいてもいいのかなとは思ったんですが、それをちょっと聞きたかったんで、ちょっと一般質問に近くなっちゃったんですけど、申し訳ありません。

副市長 そういうことでしたらば、この避難計画、今、花島委員が言ったように、基本的に那珂市では筑西市と桜川市のいろんな避難場所にもう、事故が起きたらここにもう逃げてくださいよという、その場所だけを提示した、これは非常に大きなことだと思うんです。

今、県の段階でもバスを実際に確保出来ないですよ。那珂市だけでも153台必要だと。

これ現実的に不可能だと思うんですね。

さらにスクリーニングにしても、この間新聞に載りましたが、三十何万台の車を想定しているわけですが、これで、例えばサービスエリアの中でスクリーニングしたとしても、ものすごい時間がかかる。そのうちに汚染しちゃうと。

これでまた、そこで汚染している人を病院に運ぶといっても、病院は正直、県内で3カ所か4カ所。それでも県立病院なんかは30キロ圏内に入っていると。そうなるにつくば市しかないという話も書いてありました。

現実的には非常に難しい。そういう段階で、この計画をつくるっていうのはどうなのかなど。私、ここで本音を言うわけにいきませんが、非常に難しいと思います。

そういう中で、あとは福祉関係、要支援者ですね。この問題をどうするか。これにしても、福祉車両170台が必要だと。

ですから、まずは自分で勝手に筑西市と桜川市に逃げてっていう話が一番基本だと思うんです。

その問題が一番大きな課題で、ここは県がこのバスの確保とかをしてくれないと、我々でも動きようがないと思ってるんです。

本音に近い話をしちゃいましたが、ですからそこは、永遠の課題かなと思ってるんですね。

ただそこは我々防災課としても、非常に難しい、頭の痛い問題で、まずは避難計画をつくること自体が、つくれと国では法律で言ってますけど、非常にそこはちょっと矛盾があるのかなっていう気はしてますね。

ですからそこは、今の体制の中でも、県が中心になって、今も最大の課題の部分には検討している段階ですから、それに基づいて我々は動く。

市でできることは当然今動いていますから、そこを何とかやるには今の体制でも基本的にはできるのかなという気はしております。

以上です。

委員長 今のお話でちょっとお聞きしたいんですけど、今現実的に起きてしまった場合には、屋内避難でとりあえず事を待つしかないというのが本音のところなんですかね。

防災課長補佐 恐らくその事象のレベルによって、今お答えするのがどのレベルでお答えしていいのかっていうのはちょっと私もわかりませんが、通常、まだ外に漏れることのない一番初歩的な事象が起きたとして、まず屋内退避をしていただくことになると思います。

今すぐ、いきなり爆発した場合には、全員が本当に、先ほど言われたようなまず今配ってある筑西市、桜川市を目指してもらおうことしか、私どももできない状況なのかなと思っております。

一番小さいのと大きいのでちょっとご説明しましたが、一番やはり屋内退避をしていただくことで、まず直接浴びないという行動をとってもらおうしか今のところ、措置的な

のではないのかなと思っております。

委員長 現実的にバスをそんなに動員できないということであればそういうことなのかなと。

先ほど課長から少し話がありましたけど、ひばりヶ丘さんで1棟丸ごとシェルター化するということなんですかね。

防災課長補佐 一部分を防護措置をして、そこで避難できるというような施設にするというような形です。全部ではございません。

委員長 わかりました。

助川委員 原子力災害がシビアアクシデントっていうようなことで、さまざまな要因でそういうものが発生した場合には、一番困るのは混乱とパニックの中で行動をされるということが多分、一番統制がきかない形になってしまって困難を生ずる形の要因になってくると思うんですけども。

初動から発生して、指示を行政側でされて、できるだけ整然と行動していただくようなフロー図みたいなのを市民の皆さん方にお配りすると。そういうことのお考えというのはどうなんですかね。お考えはないですかね。

防災課長補佐 ちょっと確認をしてからなんですけども、国のほうで恐らくそういう初動的なものをつくられたというようなお話を聞いていますので、ちょっとそれを調べた上でそれをお配りするか、ホームページ上でアップして周知を促すかっていうのちょっと今後考えていきます。

副市長 今のそういうマニュアル、整然と逃げろと、この地区からどんどん逃げてくれって、そういう知らせをしても、現実的にはもう一目散に自分が先という形で出ちゃうと思うんですよ。

ですから、そこって、そういう教育するしかないんでしょうけれども、現実的にそういう事故が起きたときに、まずは本米崎地区から逃げてくださいねと言っても、鴻巣地区の人が先に逃げるかもしれない。それは自分が汚染されたくないんだからそういうふうに逃げますよね。だから、そこって非常に、そう言われても非常に難しいと思いますね。

助川委員 現実にはそういう万が一発生してしまった場合には、逃げていただくのと、運悪く汚染された方は除染していただきながらっていう行動に分かれると思いますけれども、当然地域の皆さんが普段、行政の手助けをしていただいているさまざまな役職の方々もおられますし、そういう方々のお力もいただきながら、できるだけ行政側が思うような、パニックあるいは混乱の中で動き回れるようなことをできるだけ抑えるということをするべきだと思うんですけども。

そういうことじゃないと、とにかくこの策定する意味合いがなくなってしまうということから、そういうことを申し上げるわけなんですけれども。

周知を図っていただくということなんですけれども、国のほうで策定されているものがどういうものかわからないんですけども、その辺のところをしっかりと見定めていただい

てお願いできればと思います。

委員長 ほかにございますか。

中崎委員 我々この委員会でも、こういう問題があるんじゃないか、こういう問題があるんじゃないかって、いろいろ提言してきましたよね。

それを完璧にやろうとすると本当に、どうなっちゃうのかなと思っちゃうんですけども。

笠間市、常陸大宮市、常陸太田市が策定済みっていうことですので、恐らく県の指示とはまた違った意味の対応をして、完璧ではないにしてもある程度のものをつくり上げたと思うんですよね。

我々の、これはどうなんだ、これはどうなんだって、各委員会で今までやってきて、障がい者はどうなんだ、バスの手配はどうなんだって言っているけれども、これを完璧にクリアするとなると本当にできなくなっちゃうかと思うんですね。

だからやっぱり、常陸大宮市、常陸太田市のあれも見ながら、市独自で100パーセントじゃなくても75パーセントぐらいのところで策定して、完璧ではないですけどもっていうようなことでしないと、いつまで経ってもできない。

やっぱりこれは早目にある程度のものをつくり上げないと思うので、大変でもよろしくお願ひしたいと思うんですけども。

防災課長 ありがとうございます。

当然私どもも現時点で想定される最高のものをつくっていききたい、把握できる限りのものはつくっていききたい。その後、当然、新たにここがわかりました、こういう事ができるようにになりましたっていうことは、改定、改定でつくってみたいと、そういうふうを考えてますので、今おっしゃられたようなことで進められればなと思っております。

委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、ほかになければ質疑のほうを終結いたします。

暫時休憩といたします。再開を11時10分をお願いします。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時09分）

委員長 再開いたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況についてを議題といたします。

防災課より説明をお願いします。

防災課長 では、委員会の資料17ページをお開きいただきたいと思います。

気体廃棄物の放出状況についてをご説明させていただきます。17ページから最終23ページまでなんですが、こちらの資料につきましては、平成30年度第1四半期、4月から6月における気体廃棄物の放出状況について、茨城県原子力安全協定に基づき11の事業所から報告があったものをまとめさせていただきました。

表の見方につきましては、別添資料として、気体廃棄物の放出状況について解説版とい

う資料を配布させていただいております。

状況でございますが、すべての事業所について放出管理目標値を超えて放出された気体廃棄物はなく、適正に管理されておりますことをご報告させていただきます。

執行部からは以上になります。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

なければ質疑を終結いたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で原子力安全対策常任委員会を閉会いたします。

閉会（午前11時11分）

平成30年10月24日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 小宅 清史